

別表十七の三（二）の記載の仕方

1 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算に関する明細書

- (1) この明細書は、外国法人が法第142条の4第1項《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「(1)のうち本店配賦経費に含まれる負債の利子の額3」は、令第188条第11項第3号《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》に掲げる金額を記載します。
- (3) 「恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均残高7」は、令第188条第1項第1号に規定する資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- (4) 「恒久的施設に係る負債の帳簿価額の平均残高8」は、令第188条第1項第2号に規定する負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- (5) 「恒久的施設に帰せられる有利子負債の帳簿価額の平均残高10」は、令第188条第12項第2号に規定する負債の帳簿価額の平均的な残高として合理

的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

- (6) 「損金不算入額17」は、措置法第66条の5の2第10項《対象純支払利子等に係る課税の特例》又は平成31年改正前の措置法第66条の5の2第11項《関連者等に係る支払利子等の損金不算入》の規定の適用を受ける場合には、「(14)又は」を消します。

2 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

- (1) この明細書は、外国法人が法第142条の5第1項《外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「恒久的施設帰属資本相当額を規制資本配賦法又はリスク資産規制資本比率比準法を用いて計算した場合」の各欄は、「恒久的施設帰属資本相当額6」に別表十七の三（二）付表「42」又は「55」の金額の記載がある場合に記載し、「恒久的施設帰属資本相当額を連結規制資本配賦法を用いて計算した場合」の各欄は、「恒久的施設帰属資本相当額6」に別表十七の三（二）付表「46」の金額の記載がある場合に記載します。